

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の法律案概要

～ 平成20年3月7日 厚生労働省発表 ～



中小企業の障害者の意欲・能力に応じた雇用機会の拡大を目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が、3月7日に国会に提出されました。改正の概要は以下。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0307-1.html>

### 1. 中小企業における障害者雇用の促進

- ①障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大  
障害者雇用納付金制度（納付金の徴収・調整金の支給）の適用対象範囲が、常用雇用労働者101人以上の中小企業にまで拡大されます。現行は、経過措置により301人以上ですが、一定期間は201人以上となり、最終は101人以上となります。
- ②雇用率の算定の特例  
中小企業の事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定する仕組みが創設されます。

### 2. 短時間労働者も雇用率算定に算入

- ①雇用義務等に関する規定における労働者数や障害者雇用率を算定するにあたり、短時間労働者（週所定労働時間数20H以上30H未満）を算入することができるようになります。

### 3. 企業グループ全体で雇用率を算定する制度の創設

- ①障害者の雇用に特別の配慮をした子会社がない場合でも、企業グループ全体で身体又は知的障害者である労働者の雇用の促進等を確実に達成できると認められる等の基準を満たす場合は、企業グループ全体で雇用率を算定することができる制度が創設されます。

### 4. 施行期日

施行期日は平成21年4月1日。  
ただし、1. ①については平成22年7月1日（101人以上企業への適用拡大は、平成27年4月1日）。2. ①については平成22年7月1日。

※障害者雇用納付金制度とは、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体として障害者の雇用水準を引き上げるため、雇用率未達成企業からは納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給する制度です。